

令和 8 年度保険料率について



1. 令和8年度平均保険料率

- 運営委員会における議論等を踏まえた協会としての対応は、次のとおりです。
 - ①平均保険料率 : 10.0% → 9.9%
 - ②保険料率の変更時期 : 令和8年4月納付分から
- 令和8年度の平均保険料率については、昨年9月10日開催の第137回運営委員会において、計31パターンの「5年収支見通し」や「今後の保険料率に関するシミュレーション」を示し、議論を開始しました。
- 昨年10月に開催した支部評議会において令和8年度平均保険料率について議論いただき、全支部より評議会意見の提出がありました。意見としては、「平均保険料率10%維持」が27支部、「引き下げるべき」が1支部、「平均保険料率10%維持と引き下げの両論」が19支部でした。
- 昨年11月28日開催の第138回運営委員会では、「今後の保険料率や準備金の在り方についての検討の視点」として、中長期的に安定した財政運営が可能と見込まれる水準等の検討の視点について、丁寧に説明しました。
- 昨年12月23日開催の第139回運営委員会では、事務局からこれまでの議論における意見や厚生労働省から保険料率について検討するよう要請があったこと等について説明のうえ、委員長から各運営委員にあらためて意見を確認しました。一通り意見が出揃ったところで、北川理事長より令和8年度平均保険料率に関する考え方を述べました。
- ここまで議論を踏まえ、委員長から「本委員会のこれまでの議論や、理事長からお話をあった協会けんぽをめぐる様々な状況等を踏まえ、運営委員会としては、令和8年度の平均保険料率は9.9%ということで取りまとめたいと思いますがよろしいでしょうか」と発言があり、運営委員の皆様から特段の異論がなかったことから、運営委員会としての意見がとりまとめられました。

<北川理事長発言要旨> (1 / 2)

- 令和8年度平均保険料率に関する真摯なご議論に感謝申し上げます。
- 本運営委員会や各支部評議会においても、平均保険料率につきましては、様々なご意見を頂戴しました。
- 特に、引き下げるべきとのご議論の中では、
 - 「中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は大変厳しい状況であり、保険料率の引き下げも検討すべきではないか」
 - 「わずかでも保険料率の引き下げの実現があれば、医療保険制度に対する納得感や信頼が高まるのではないか」
 - 「現役世代の可処分所得を少しでも増やすことが重要であり、保険料率の引き下げは一つの方法と考えるべきではないか」
- といつたご意見を頂戴しました。
- 一方で、維持やむを得ないとお立場からは、
 - 「物価の高騰や人件費の増加等により、今後とも医療費が伸びていく可能性を踏まえると、10%維持はやむを得ないのでないか」
 - 「社会経済状況の先行きが不透明のなか、中長期的に安定した財政運営を行うためには、保険料率の引き下げは慎重に考えるべきではないか」
 - 「平均保険料率10%を維持するという考え方のもとで、中長期的な財政運営が可能となるよう、保険料率や準備金の在り方の判断基準を検討していくべきではないか」
- といつたご意見を頂戴しました。
- 協会としては、中長期的に安定した財政運営を目指し、できる限り長く平均保険料率10%を超えないようにする、との基本的な考え方をお伝えしてまいりましたが、それは保険者として国民皆保険制度の根幹たる医療保険制度の持続可能性を最大限堅持すべきとの立場からのものであります。

<北川理事長発言要旨> (2/2)

- ・ 他方、現在、医療保険を含む我が国社会保障制度の持続可能性の拡充の立場から、全世代型社会保障制度の実現に向けた改革が進められており、特に本年末に向け、厚生労働省の各審議会においても、高齢化や医療費の増大を見据え、現役世代への負担の軽減をはじめとした、世代間・世代内での負担能力に応じた新たなあり方に向けた議論が重ねられているところです。
- ・ これらは、大きく変化する国際情勢における政治経済環境・安全保障環境も含め、わが国における物価高や少子高齢化による人手不足、産業構造の変化、金利ある経済への復帰等、日本経済が新たなステージに移りつつある現状認識が改めて問われているものと考えております。
- ・ そうした中で、政府方針としても、
 - 先日、閣議決定された「令和8年度予算編成の基本方針」（令和7年12月9日閣議決定）では、「現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていくことを目指すことが重要であり、全世代型社会保障の構築を通じ、各種の制度改革を行うことで、持続可能な社会保障システムの確立を図る」とされています。
 - 加えて、先ほどご紹介しましたが、今般、厚生労働省からも、保険料率について検討していただきたい旨の要請があったところです。
- ・ 協会としての基本的な考え方にはささかも変わりはございませんが、令和8年度の平均保険料率につきましては、皆様からのご意見やこうした状況を総合的に判断し、0.1%の引き下げを行い、9.9%にすることとしたいと思います。
- ・ これまでの毎年の検討においても、行ってまいりましたが、今後とも、毎年10年程度の見通しを踏まえた財政状況を確認しつつ、引き続き、保険料率や準備金の在り方についての議論を深めていきたいと考えています。
- ・ また、今年度、協会としても、長期運用への取り組みを開始したことと合わせ、準備金のあり方についての検討・議論を始めたところです。今後、こうした取り組みをさらに深化させるとともに、ご意見を頂戴している、保険料率の引き上げについてのメルクマール等の議論についても、あるべき姿として議論を継続してまいりたいと考えております。

<事務局説明（厚生労働省要請）>

- ・ 協会けんぽにおいては、安定した国庫補助率の下で、この10年以上、保険料率が10%（労使計）で維持されるとともに、予防・健康づくりへの積極的な取組や安定的な経営を実現するための関係者の努力により、財政運営も健全化し、十分な積立金も確保されていることに敬意を表します。
- ・ もとより、協会けんぽの料率は、医療費の状況や賃金の伸びなど、様々な要素を勘案した上で、運営委員会で真摯に御議論いただき、自主的・自律的に決定されるものと認識しています。
その上で、これまで努力の成果を加入者の皆様に還元する等の観点から、以下の点について御検討をお願いします。
- ・ 現在、全国平均10%となっている医療保険料率について、医療費の動向等により、料率の頻繁な変更が必要となるなど将来の財政運営に支障を生じない範囲で、「総合健保」の保険料率が平均で約9.9%であることも踏まえて、具体的な保険料率を検討していただきたい。

【これまでの栃木支部評議会における令和8年度保険料率における議論の内容】

(学識経験者)

- 10%を超えないようにすることについては、現時点で賛成。一方、料率引下げが国庫補助の削減の引き金になりかねないという理屈なら、将来的な保険料率引下げは期待できないことになり、課題と考える。
- 賃上げが実質賃金につながらない中で、料率引上げになる局面をいずれ迎えるのではないか。料率についてより柔軟に対応できればよい。

(事業主代表)

- 健康保険料は国民全体にかかる問題であるので、安全と間違いない運用が前提となる。一方で、準備金が6.6兆円も積みあがっているなら、平均保険料率引下げの議論があってもよいのではないか。

(被保険者代表)

- 保険料率の引下げが国庫補助率引下げにつながった過去を踏まえると、平均保険料率10%維持は妥当。
- 労働者としては賃上げを期待するが、どこかで頭打ちになるだろう。賃金上昇率は慎重に判断し、若い世代に制度をバトンタッチできるようにしてもらいたい。
- 平均保険料率はできる限り長く現状の10%を維持して、上げざるを得ない時期を少しでも先延ばしするなど、中長期で安定した運営を図っていくことが大切。

2. 令和8年度都道府県単位保険料率算定のポイント

- 令和8年度は、令和6年度の各支部の医療給付費等の実績に基づき、新たな保険料率を算定
- 平均保険料率は**9.9%**
- インセンティブ分の加算額は、0.01%
- 4月納付(3月賦課)分の保険料率から新たな保険料率に変更

3. 政府予算案を踏まえた収支見込（令和8年度）の概要について

協会けんぽの収支見込(医療分)

(単位：億円)

		2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度		2026 (R8) 年度		備考
		決算 (a)	直近見込 (2025年12月) (b)	2025-2024 (b-a)	政府予算案を 踏まえた見込 (2025年12月) (c)	2026-2025 (c-b)	
収入	保険料収入	106,490	110,631	4,142	111,696	1,064	2012-2025年度保険料率： 10.00% 2026年度保険料率： 9.90%
	国庫補助等	11,690	12,383	693	11,798	▲ 584	
	その他	346	449	103	485	36	
	計	118,525	123,463	4,938	123,979	516	
支出	保険給付費	72,552	75,138	2,586	76,913	1,775	
	前期高齢者納付金	12,863	12,938	75	12,048	▲ 890	
	後期高齢者支援金	23,332	24,891	1,559	25,618	727	
	病床転換支援金	0	0	0	0	0	
	その他	3,193	3,924	731	4,263	339	
	計	111,939	116,891	4,951	118,841	1,951	
単年度収支差		6,586	6,572	▲ 13	5,137	▲ 1,435	
準備金残高		58,662	65,234	6,572	70,371	5,137	
※(内数)		8,856	9,074	218	9,353	279	

※ 法令で確保することが義務付けられた準備金（医療給付費等の1か月分相当）

注) 上記収支見込は国の特別会計を含む合算ベースである。端数整理のため計数が整合しない場合がある。

○ 政府予算案を踏まえた収支見込(令和8年度)の概要

- 政府予算案を踏まえた2026（令和8）年度の収支見込は、平均保険料率を9.9%（10.0%→9.9%）とする前提のもとで、収入（総額）が12.4兆円、支出（総額）が11.9兆円と見込まれ、単年度収支差は5,137億円の見込みです。

(1) 収入の状況

収入（総額）は、2025（令和7）年度（直近見込）から516億円の増加となる見込みです。

- 「保険料収入」について、主に標準報酬月額の増加により1,064億円増加する見込みです。平均保険料率を引き下げた影響（10.0%→9.9%）は▲1,130億円です。
- 「国庫補助等」について、国庫特例減額が時限的に500億円増となる等の影響により584億円減少する見込みです。

(2) 支出の状況

支出（総額）は、2025（令和7）年度（直近見込）から1,951億円の増加となる見込みです。

- 「保険給付費」について、加入者1人当たり医療給付費が増加すること等により1,775億円増加する見込みです。
- 「高齢者医療への拠出金等」について、後期高齢者支援金の概算額が増加するものの、前期高齢者納付金が減少することにより163億円減少します。

(3) 収支差と準備金残高

2026年度の「収支差」は、2025年度（直近見込）より、1,435億円減少して5,137億円になる見込みです。

2026年度末時点の準備金残高は7兆371億円の見込みです。

4. 令和8年度栃木支部保険料率

○ 都道府県単位保険料率の算定方法について

第1号 都道府県単位保険料率 (A)	<p>加入者に対する医療給付費 【支部ごと】</p> <p>年齢構成の違いに伴う医療費の差や所得水準の違いに起因する財政力の差を、都道府県間で相互に調整</p> <p>(支部療養の給付費±年齢調整±所得調整) ÷ 支部の総報酬額</p> <table border="1" data-bbox="709 476 1784 606"> <thead> <tr> <th>年齢構成</th><th>高い</th><th>低い</th><th>所得水準</th><th>高い</th><th>低い</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保険料率</td><td>下がる</td><td>上がる</td><td>保険料率</td><td>上がる</td><td>下がる</td></tr> </tbody> </table>	年齢構成	高い	低い	所得水準	高い	低い	保険料率	下がる	上がる	保険料率	上がる	下がる
年齢構成	高い	低い	所得水準	高い	低い								
保険料率	下がる	上がる	保険料率	上がる	下がる								
第2号 都道府県単位保険料率 (B)	<p>現金給付費・前期高齢者納付金・後期高齢者支援金 【全国一律】</p> <p>インセンティブ制度による都道府県支部別加算 【支部ごと】</p>												
第3号 都道府県単位保険料率 (C)	<p>業務経費・一般管理費・準備金積み立て等 【全国一律】</p> <p>前々年度精算分（収支差がマイナスの場合） 【支部ごと】</p>												
収入等見込額相当率 (D)	<p>日雇特例被保険者保険料収入・雑収入 【全国一律】</p> <p>前々年度精算分（収支差がプラスの場合） 【支部ごと】</p> <p>インセンティブ分 【支部ごと】</p>												
都道府県単位保険料率 (A) + (B) + (C) - (D)													

※保険料率の調整：災害等特殊事情について、適切な調整を行う。

	栃木支部	令和7年度	全国		備考
			令和7年度	令和7年度	
第1号保険料率 (A)	5.25 %	5.21 %	5.35 %	5.35 %	医療給付に係る部分
第2号保険料率 (B)	3.77 %	3.91 %	3.76 %	3.90 %	現金給付費、拠出金（前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等）、インセンティブ制度による加算額等に係る部分
共通	3.76 %	3.90 %	3.76 %	3.90 %	
インセンティブ加算分（再掲）	0.01 %	0.01 %	—	—	
第3号保険料率 (C)	0.86 %	0.78 %	0.83 %	0.78 %	業務経費、一般管理費、準備金積み立て等に係る部分、栃木支部における令和6年度精算分
共通	0.83 %	0.78 %	0.83 %	0.78 %	
前々年度精算分	0.03 %	0.00 %	—	—	
収入等見込額相当率 (D)	0.04 %	0.08 %	0.04 %	0.03 %	
共通	0.04 %	0.03 %	0.04 %	0.03 %	日雇特例被保険者保険料収入、雑収入の他
前々年度精算分	0.00 %	0.05 %	—	—	
インセンティブ減算分	0.00 %	0.00 %	—	—	
保険料率 (A) + (B) + (C) - (D)	9.83 %	9.82 %	9.90 %	10.00 %	※端数整理のため、計数が整合しない場合がある

令和8年度の栃木支部保険料率は、
令和7年度の9.82%から0.01%引き上げとなり、**9.83%**となる。

令和8年度栃木支部保険料率の算定等データ（参考）

5. 令和8年度都道府県単位保険料率の算定方法

都道府県単位保険料率は、第1号都道府県単位保険料率、第2号都道府県単位保険料率、第3号都道府県単位保険料率を合算し、収入等見込額相当率を控除して、得られた値を0.01%単位で四捨五入して求める。

令和8年度の
栃木支部保険料率 = 第1号保険料率
+ 第2号保険料率
+ 第3号保険料率
- 収入等見込額相当率

端数処理の関係上、合計と次ページ以降の内訳の計が一致しない場合がある

6. 令和8年度栃木支部第1号保険料率

第1号保険料率：医療給付費に係る部分

- 第1号都道府県単位保険料率は、当該支部の令和8年度の医療給付費の見込みに①年齢調整額及び②所得調整額を加算して得た額を、総報酬額で除して計算する。

$$\text{栃木支部}\text{第1号保険料率} = \frac{\text{支部医療給付費} + \text{年齢調整額} + \text{所得調整額}}{\text{支部総報酬額}}$$

①年齢調整額

年齢調整額は、平均給付費から標準給付費を減算して計算する。

平均よりも年齢構成が高い場合は減算する（料率が下がる）

平均よりも年齢構成が低い場合は加算する（料率が上がる）

平均給付費

全国計の加入者 1 人当たり医療給付費に栃木支部の加入者数を乗じた額

$$150,985\text{円} \times 528\text{千人} \\ = 79,661\text{百万円}$$

標準給付費

年齢階級ごとに、当該年齢階級における全国計の加入者1人当たり医療給付費に当該年齢階級における栃木支部の加入者数を乗じて得た額を全ての年齢階級について合計した額。

80,963百万円

= ▲1,301百万円

6. 令和8年度栃木支部第1号保険料率

②所得調整額

所得調整額は全国計の医療給付費に総報酬按分率を乗じた額から平均給付費を減算して計算する。

医療給付費（全国）×総報酬按分率

全国計の医療給付費に栃木支部の総報酬額を全国計の総報酬額で除した率を乗じた額。

$$6,037,755 \text{百万円} \times \frac{1,463,259 \text{百万円}}{112,809,908 \text{百万円}} = 78,316 \text{百万円}$$

平均給付費

全国計の加入者1人当たり医療給付費に栃木支部の加入者数を乗じた額。

$$150,985 \text{円} \times 528 \text{千人} = 79,661 \text{百万円}$$

= ▲1,346百万円

第1号保険料率

栃木支部
第1号保険料率

5.25%

$$\text{5.25\%} = \frac{\text{支部医療給付費 } 79,419 \text{百万円} + \text{①年齢調整額 } \blacktriangleleft 1,301 \text{百万円} + \text{②所得調整額 } \blacktriangleleft 1,346 \text{百万円}}{\text{支部総報酬額 } 1,463,259 \text{百万円}}$$

7. 令和8年度栃木支部第2号保険料率

第2号保険料率：現金給付費等、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等、インセンティブ制度による加算額に係る部分（第2号経費）

- 第2号都道府県単位保険料率の計算にあたっては、前々年度の実績に基づき算定されるインセンティブ制度の加算額が支部ごとに異なるため、インセンティブ分とそれ以外に区分けして計算する。

① インセンティブ分以外

令和8年度の第2号経費に総報酬按分率を乗じて得た額を、栃木支部の総報酬額で除して計算する。（全国一律の保険料率となる）

$$\frac{4,245,061\text{百万円} \times 1.2971\%}{1,463,259\text{百万円}} = \begin{array}{l}\text{全国共通} \\ \text{第2号保険料率} \\ 3.7630\%\end{array}$$

② インセンティブ分

インセンティブ制度による栃木支部の加算額を、栃木支部の総報酬額で除して計算する。

$$\frac{139\text{百万円}}{1,463,259\text{百万円}} = \begin{array}{l}\text{インセンティブ分} \\ \text{第2号保険料率} \\ 0.0095\%\end{array}$$

第2号保険料率

栃木支部 第2号保険料率 3.7725%

$$\begin{array}{c} = \quad \text{全国共通} \\ \quad \quad \quad \text{第2号保険料率} \\ \quad \quad \quad 3.7630\% \end{array} + \begin{array}{c} \text{インセンティブ分} \\ \text{第2号保険料率} \\ 0.0095\% \end{array}$$

8. 令和8年度栃木支部第3号保険料率

第3号保険料率：業務経費、一般管理費、準備金積立て等、前々年度精算分に係る部分
(第3号経費)

- 第3号都道府県単位保険料率の計算にあたっては、前々年度精算分の料率が支部ごとに異なるため、前々年度精算分とそれ以外に区分けして計算する。

① 令和6年度精算分以外

- 令和8年度の第3号経費に総報酬按分率を乗じて得た額を、栃木支部の総報酬額で除して計算する。

(全国一律の保険料率となる)

$$\frac{934,996\text{百万円}}{1,463,259\text{百万円}} \times 1.2971\% = \begin{array}{l} \text{全国共通} \\ \text{第3号保険料率} \\ 0.8288\% \end{array}$$

② 令和6年度精算分

- 令和6年度の栃木支部の収支差がマイナスの場合、栃木支部の総報酬額で除して計算する。

(栃木支部の収支差がプラスの場合はゼロとなる)

$$\frac{\text{令和6年度}}{\text{栃木支部収支差}} \frac{\text{▲}435\text{百万円}}{435\text{百万円}} = \begin{array}{l} \text{精算分} \\ \text{第3号保険料率} \\ 0.0297\% \end{array}$$

第3号保険料率

栃木支部
第3号保険料率
0.8585%

$$= \begin{array}{l} \text{全国共通} \\ \text{第3号保険料率} \\ 0.8288\% \end{array} + \begin{array}{l} \text{精算分} \\ \text{第3号保険料率} \\ 0.0297\% \end{array}$$

9. 令和8年度栃木支部収入等見込額相当率

収入等見込額相当率：日雇特例被保険者保険料収入、雑収入等、前々年度精算分の他、インセンティブ制度による減算額に係る部分

- 収入等見込額相当率の計算にあたっては、前々年度精算分及びインセンティブ制度の減算額に係る料率が支部ごとに異なるため、前々年度精算分、インセンティブ分とそれ以外とに区分けて計算する。

① 令和6年度精算分及びインセンティブ分以外

- 令和8年度のその他収入に総報酬按分率を乗じて得た額を、栃木支部の総報酬額で除して計算する。
(全国一律の保険料率となる)

$$\frac{49,631\text{百万円}}{1,463,259\text{百万円}} \times 1.2971\% = \begin{matrix} \text{全国共通} \\ \text{収入等見込額相当率} \\ 0.0440\% \end{matrix}$$

② 令和6年度精算分

- 令和6年度の栃木支部の収支差がプラスの場合における当該額を、栃木支部の総報酬額で除して計算する。
(栃木支部の収支差がマイナスの場合はゼロとする)。

$$\begin{matrix} \text{令和6年度 栃木支部} \\ \text{収支差} \end{matrix} \quad \begin{matrix} \blacktriangleup 435\text{百万円} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{精算分} \\ \text{収入等見込額相当率} \\ 0.0000\% \end{matrix}$$

9. 令和8年度栃木支部収入等見込額相当率

③ インセンティブ分

○ インセンティブ制度による当該支部の減算額を、当該支部の総報酬額で除して計算。

$$\frac{0\text{百万円}}{1,463,259\text{百万円}} = \begin{matrix} \text{インセンティブ分} \\ \text{収入等見込額相当率} \end{matrix}$$

0.0000%

収入等見込額相当率

$$\boxed{\begin{matrix} \text{栃木支部} \\ \text{収入等見込額相当率} \end{matrix}} = \begin{matrix} \text{全国共通} \\ \text{収入等見込額相当率} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{精算分} \\ \text{収入等見込額相当率} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{インセンティブ分} \\ \text{収入等見込額相当率} \end{matrix}$$

0.0440% 0.0440% 0.0000% 0.0000%

令和8年度都道府県単位保険料率の算定に係る基礎データ

- 医療給付費に関する都道府県単位保険料率は、下記の基礎データを用いて算定する（年齢調整及び所得調整を含む）。

- 都道府県支部別・年齢階級別加入者数
- 都道府県支部別医療給付費
- 年齢階級別加入者 1 人当たり医療給付費
- 都道府県支部別総報酬額

- 注
- ・ 上記の都道府県支部別・年齢階級別加入者数及び都道府県支部別総報酬額については、令和6年度の実績データを集計したものに、全国計における令和6年度実績値に対する令和8年度見込みの比率を乗じて算出。
 - ・ また、都道府県支部別や年齢階級別の医療給付費については、令和6年度の実績データを集計したのから、東日本大震災等に伴う窓口負担の減免措置に係る影響額（窓口負担減免額及び波及増分に係る額）を控除したうえで、全国計における令和6年度実績値に対する令和8年度見込みの比率を乗じて算出。
 - ・ なお、医療給付費については、国庫補助金及び特別の事情に係る額（原子爆弾被爆者に係る医療費及び療養担当手当に係る額等）を控除している。

- 上記のほか、都道府県単位保険料率の算定にあたっては、「健康保険法第160条第3項第2号経費」、「同条第3号経費」、「令和5年度の都道府県支部別の収支差」及び「インセンティブ制度による都道府県支部別加減算額」も必要となる。

○ 令和8年度保険料率の算定に使用する係数
基礎データ（令和8年度見込み）

項目	栃木	全国	年齢階級別加入者 1人当たり医療給付費
加入者1人当たり医療給付費	150,525 円	150,985 円	
加入者数	5,276 百人	399,890 百人	年齢階級別加入者 1人当たり医療給付費
0~4	179 百人	15,325 百人	
5~9	248 百人	19,500 百人	
10~14	291 百人	21,958 百人	
15~19	321 百人	23,257 百人	
20~24	339 百人	26,298 百人	
25~29	321 百人	27,295 百人	
30~34	335 百人	27,373 百人	
35~39	394 百人	29,644 百人	
40~44	455 百人	33,451 百人	
45~49	532 百人	38,484 百人	
50~54	546 百人	41,012 百人	
55~59	438 百人	33,931 百人	
60~64	381 百人	28,675 百人	
65~69	294 百人	20,331 百人	
70~	201 百人	13,357 百人	
都道府県支部別医療給付費	79,419 百万円	6,037,755 百万円	年齢階級別加入者 1人当たり医療給付費
都道府県支部別総報酬額	1,463,259 百万円	112,809,908 百万円	

○ 令和8年度保険料率の算定に使用する係数
仕訳表（令和8年度見込み）

【支出】

(百万円)

法第160条第3項第1号経費	
・医療給付費(国庫補助を除く)	6,037,755
法第160条第3項第2号経費	
・現金給付費等(出産育児交付金、国庫補助、日雇拠出金を除く)	582,941
・拠出金等(国庫補助を除く)	3,662,120
・前期高齢者納付金	1,089,443
・後期高齢者支援金	2,572,676
・病床転換支援金	1
法第160条第3項第3号経費	
・協会業務経費(国庫補助を除く)	289,672
・一般管理費(国庫負担を除く)	71,669
・貸付金	39
・雑支出	2,845
・準備金積立て	513,726
*事務経費・雑支出(国)	57,044
合　　計	11,217,812

【収入】

(百万円)

保険料収入	
・保険料収入(一般分)	11,168,181
その他収入	
・貸付金返済収入	39
・雑収入	22,319
*日雇特例被保険者保険料収入	1,374
*雑収入等(国)	25,899
合　　計	11,217,812

・*については、国の予算において計上されるもの。

- ・第1号経費の医療給付費は、特別の事情に係る額（原爆医療費及び療養担当手当に係る額等）を控除したものであり、当該控除額は第2号経費の現金給付費等に含まれている。
- ・第2号経費及びその他収入において、インセンティブ制度による加算額及び減算額は含まれていない。
- ・第3号経費及びその他収入において、令和6年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。

○ 令和8年度都道府県単位保険料率における保険料率別の支部数
(暫定版)

保険料率9.9%以上の支部 22支部

保険料率 (%)	支部数
10.55	1
10.28	1
10.24	1
10.15	1
10.13	2
10.12	1
10.11	1
10.10	1
10.08	3
10.06	2
10.05	2
10.02	2
9.98	1
9.96	1
9.93	1
9.91	1

保険料率9.9%未満の支部 25支部

保険料率 (%)	支部数
9.89	1
9.88	1
9.86	2
9.85	1
栃木 9.83	1
9.80	1
9.79	1
9.78	1
9.77	2
9.73	1
9.71	1
9.70	1
9.68	1
9.67	1
9.63	1
9.61	2
9.59	1
9.55	1
9.52	1
9.51	1
9.50	1
9.21	1

全国で低い方から20位

○ 令和8年度都道府県単位保険料率の令和7年度からの変化 (暫定版)

令和7年度保険料率以上となった支部 7支部

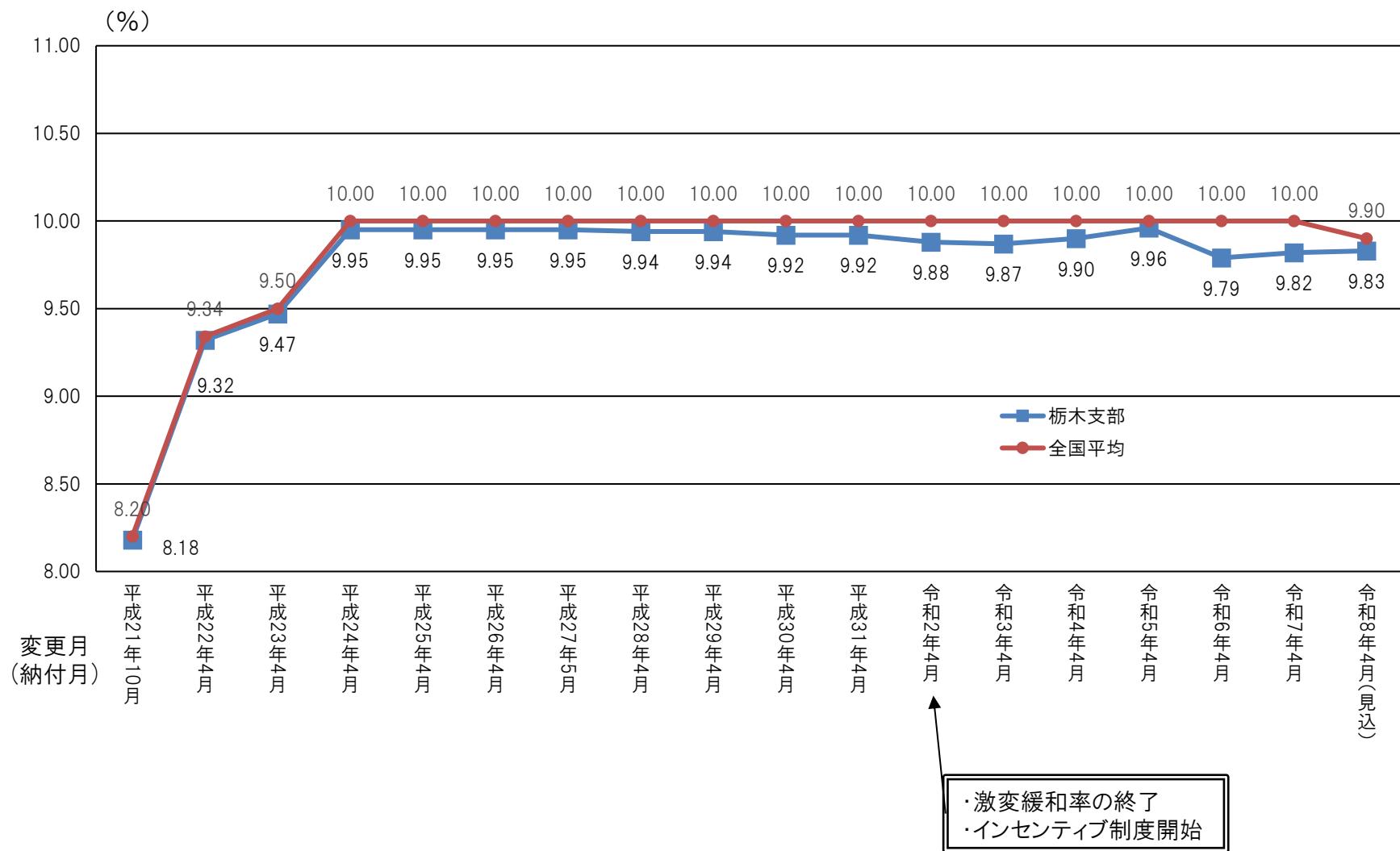
令和7年度保険料率 からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
+ 0.17	+ 255	1
+ 0.14	+ 210	1
+ 0.04	+ 60	2
栃木	+ 0.01	+ 15
		3

令和7年度保険料率未満となった支部 40支部

令和7年度保険料率 からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
▲0.01	▲ 15	1
▲0.03	▲ 45	1
▲0.04	▲ 60	2
▲0.06	▲ 90	4
▲0.07	▲105	1
▲0.08	▲120	1
▲0.09	▲135	3
▲0.10	▲150	1
▲0.11	▲165	3
▲0.12	▲180	2
▲0.13	▲195	2
▲0.14	▲210	1
▲0.15	▲225	1
▲0.17	▲255	1
▲0.18	▲270	2
▲0.19	▲285	3
▲0.20	▲300	2
▲0.21	▲315	1
▲0.22	▲330	1
▲0.23	▲345	3
▲0.32	▲480	1
▲0.34	▲510	2
▲0.35	▲525	1

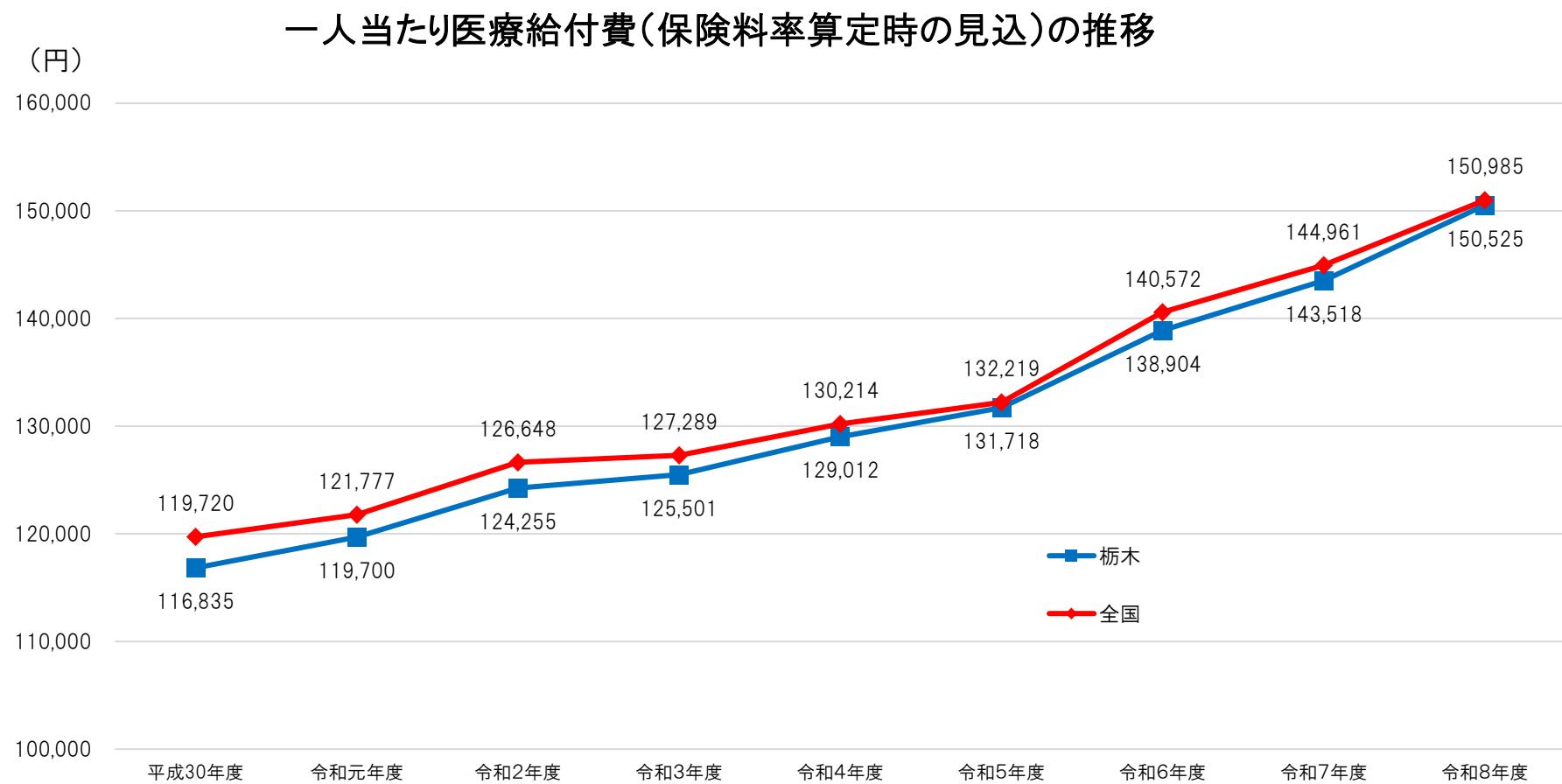
- 注1. 「+」は令和8年度保険料率が令和7年度保険料率よりも上がったことを、「▲」は下がったことを示している。
 2. 金額は、標準報酬月額30万円の者に係る保険料負担（月額、労使折半後）の増減である。

○ 栃木支部健康保険料率の推移



- ・平成21年10月納付分より全国一律の保険料率から、都道府県単位保険料率へ変更となった。
- ・保険料率変更の開始月は、変更後の保険料率に基づく納付月となっている。

○ 栃木支部医療給付費の動向



10. 令和8年度介護保険料率（全支部共通料率）について

- 介護保険の保険料率については、介護納付金の額を総報酬額の見込額で除して得た率を基準として保険者が定めると健康保険法で法定されています。
- 2026（令和8）年度は、2025（令和7）度末に見込まれる剩余分（57億円）も含め、単年度で収支が均衡するよう1.62%（4月納付分から変更）とします。

健康保険法第160条第16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっています。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者（40歳～64歳）の総報酬額総額の見込}}$$

11. 協会けんぽの収支見込み（介護分）

協会けんぽの収支見込(介護分)

(単位：億円)

		2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度	備考
		決算	直近見込 (2025年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (2025年12月)	
収入	保険料収入	10,555	10,919	11,432	2024年度保険料率： 1.60%
	国庫補助等	1	1	1	2025年度保険料率： 1.59%
	その他	-	-	-	2026年度保険料率： 1.62%
	計	10,556	10,920	11,433	納付金対前年度比 ⇒ + 360
支出	介護納付金	10,835	11,125	11,485	
	その他	0	0	-	
	計	10,835	11,125	11,485	
単年度収支差		▲ 279	▲ 205	▲ 52	
準備金残高		262	57	5	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

12. 協会けんぽの収支見込み（子ども・子育て支援分）

協会けんぽの収支見込(子ども・子育て支援分)

(単位：億円)

		2026 (R8) 年度	備考
		政府予算案を踏まえた見込 (2025年12月)	
収入	支援金収入	2,396	2026年度支援金率： 0.23%
	国庫補助等	0	
	その他	-	
支出	計	2,396	
	子ども・子育て支援納付金	2,264	
	その他	-	
	計	2,264	
	単年度収支差	132	
	準備金残高	132	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。